

広島県告示第百八十二号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定によって、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成二十五年三月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 処分をした年月日

平成二十五年二月二十六日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

株式会社アリックス

尾道市向東町一四七〇三番地二七

代表取締役 巻幡 憲典

三 被処分者の許可番号

広島県知事許可（般・特―二三）第三一四一四号

四 処分の内容

管工事業に関する一般建設業の許可、並びに土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実

被処分者の元取締役は、同社取締役であった当時、刑法違反により、福山簡易裁判所において、罰金十万円の略式命令を受け、平成二十年八月五日にその刑が確定した。

このことが、建設業法第二十九条第一項第二号に該当すると認められる。